

[事案 2025-73] 転換契約無効請求

・令和7年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

ガイドラインに準じた募集行為を行っていないことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和62年12月に契約した定期保険特約付終身保険を、平成28年7月に減額して組立型保険（本契約）に一部転換したが、以下の理由により、一部転換を無効にしてほしい。

- (1) 生命保険協会が策定した「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）には、保険募集時の親族等の同席について、高齢者の子等が望ましいと記載されているが、本転換の際には、高齢である自分（80歳代）の配偶者の同席があったものの、子の同席が求められていない。
- (2) 保険会社は、本契約は、ガイドラインに準じて契約されたものであると主張しているが、自分の子よりも配偶者が同席者として適切かつ合理的であり、かつ具体的要件を備えている者であるとする根拠や理由を示していない。本契約は、ガイドラインの趣旨を踏まえ適切かつ合理的な同席者である子の同席を求めることなく、安易に配偶者を同席者としたものであり、ガイドラインの趣旨を踏まえられたものではない。
- (3) 募集手順自体を論点とはしていないが、あえて保険会社の主張に反論すると、自分は、新たな保険に加入したという記憶はなく、契約内容を理解・納得した上で本契約の署名をしたとも言えない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ガイドラインは、保険会社において適切かつ十分な説明がなされる態勢を整備するためのよりどころとなるものであり、取組例記載の対応を行ったからといって契約が有効になるわけではなく、契約が有効であると言えるためには契約者が十分に契約内容を理解して申込みを行うことが必要であり、かつ、それに尽きるものである。本契約においては、募集人は適切かつ十分な説明を行い、申立人は契約内容を理解して申込みを行っている。
- (2) ガイドラインは、あくまで高齢者に対する適切かつ十分な説明を行うことを求めているものであり、親族等の同席は取組例の一例にすぎず、また、「等」と記載されているとおり、同席者は高齢者の子に限られない。当社においては、ガイドラインに準じ、お客さまの保護の観点を踏まえつつ、多様なお客さまの生活保護・要望に対して柔軟な対応ができるよう、高齢者募集ルールを策定しており、子がいる場合は子を優先とせず配偶者の同席とすることは何ら不合理ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。